

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県						2.3E+1	23.0	23.0
6	山形県								
7	福島県		2.1E+5		210,000.0		2.8E+4	27,860.0	237,860.0
8	茨城県					1.2E+3	2.1E+4	20,102.4	21,305.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.1E+1	2.0E+2	180.0	201.0
12	千葉県					8.0E-1	1.9E+1	18.3	19.1
13	東京都								
14	神奈川県					9.4E+0	1.6E+3	1,570.0	1,579.4
15	新潟県		2.3E+0		2.3		2.8E+3	2,816.0	2,818.3
16	富山県		5.0E+0		5.0		1.4E+3	1,400.0	1,405.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県						1.4E+3	1,400.0	1,400.0
21	岐阜県						6.7E+2	670.0	670.0
22	静岡県								
23	愛知県		9.0E+0		9.0	3.0E-1	3.9E+3	3,944.3	3,953.6
24	三重県		2.9E+1		29.0		1.0E-1	0.1	29.1
25	滋賀県						3.0E+1	30.0	30.0
26	京都府								
27	大阪府					1.4E+1	1.4E+2	126.0	139.5
28	兵庫県						8.8E+0	8.8	8.8
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						3.5E+2	350.0	350.0
34	広島県								
35	山口県						3.6E+1	36.0	36.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		2.5E+3		2,451.0		3.1E+4	31,000.0	33,451.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			2.1E+5		212,496.3	1.2E+3	9.3E+4	91,534.9	305,278.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。